

給料及び期末勤勉手当・退職手当等について

給料（初任給）等について

大阪府における職員の給料は、その職務内容や職階により決定されることとなっており、「級」と「号給」で構成されています。

具体的には、教員の「級」は1級、2級、特2級、3級、4級と、5段階あり、職務（講師、教諭、養護教諭、栄養教諭、首席、教頭、校長など）により決まっています。

採用時の職階となる教諭、養護教諭及び栄養教諭は2級の適用となります。

「号給」は、1号給から161号給まであり、毎年1月1日に勤務成績に応じて昇給します。

初任給（給料月額）は、令和5年11月1日現在で、大学卒業者2級17号給（212,500円）、短期大学卒業者2級7号給（191,000円）、大学院修士課程修了者2級29号給（230,900円）となっています。

また、これら給料月額ほかに教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当が支給され、支給額は、大学卒業者は約249,000円、短大卒業者は約224,000円、大学院修士課程修了者は約271,000円です。（その他、扶養手当、住居手当、通勤手当等の諸手当が条件に応じて支給されます。）

- ※ なお、初任給を決定する際、過去の経歴に応じて一定の基準により加算があります。例えば、大学卒業後に講師歴等がある場合はその期間すべてを、民間企業の勤務歴（正規職員）がある場合はその期間の8割を、予備校在学期間、無職の期間やアルバイト等の勤務歴（履歴書の2枚目「任免賞罰事項等」の在家庭の期間）がある場合はその期間の5割を号給に換算し、初任給基準に定める号給に加算することとなります。
- ※ 他の自治体や民間企業等で支給されている現在の給与額を保障するものではありません。

期末・勤勉手当について

期末手当と勤勉手当が6月と12月に支給されます。期末手当は給料、教職調整額、地域手当、扶養手当の合計額に支給率（100分の120）を乗じて得た額が支給されます。

勤勉手当は給料、教職調整額、地域手当の合計額に前年度の人事評価に応じた成績率（新規採用職員の勤勉手当の成績率は100分の100）を乗じて得た額が支給されます。（令和5年11月1日現在）

なお、令和6年4月1日に採用された場合、令和6年6月支給分については、勤務期間が少ないため、通常支給額の3割となります。

（参考）令和5年4月1日に採用された場合、大卒、過去の経歴無し、扶養親族なし、欠勤等無しの場合の6月支給額は約163,000円、12月支給額は約543,000円（見込み）となっています。

[給料（初任給）、期末・勤勉手当に関する問合せ]
大阪府教育庁
学校総務サービス課 小中学校グループ
06-6941-0351（代表）内線5463～5

通算規定について

国又は他の地方公共団体の職員から引き続き大阪府に採用された場合は、期末・勤勉手当及び退職手当に在職期間が通算される場合があります。

○ 期末・勤勉手当

国又は他の地方公共団体の教育職員から引き続き大阪府の教育職員に採用された場合、期末・勤勉手当の支給額の算定基礎となる在職期間の計算にあたっては、退職前に在籍した国又は他の地方公共団体の教育職員としての在職期間を通算することができる制度（いわゆる通算制度）となっています。

ただし、この通算制度を退職前に在籍した国又は他の地方公共団体も有していることが条件となります。

特に臨時的任用職員であった場合は、臨時的任用職員から教育職員に採用された場合の通算制度の有無について退職前に在籍した国又は他の地方公共団体に確認してください。

○ 退職手当

国又は他の地方公共団体の職員から引き続き大阪府の職員に採用された場合、退職手当の支給額の算定基礎となる勤続期間の計算にあたっては、国又は他の地方公共団体の職員としての在職期間を通算することができる制度（通算制度）となっています。

ただし、この通算制度を退職前に在籍した国又は他の地方公共団体も有していることが条件となります。

なお、国又は他の地方公共団体を退職する時に退職手当の支給を受けていない場合に限ります。

本府では、通算規定を設けておりますので、ご自身が通算される場合に該当するかは、現在の所属にお問い合わせください。

なお、他の自治体や民間企業等で支給される期末・勤勉手当額及び退職手当額を保障するものではありません。

※給料、期末・勤勉手当、退職手当等の取扱いは、大阪府人事委員会勧告等を踏まえ、

今後変更されることがあります。